

第77号議案

品川区給付型大学奨学金運営委員会条例

上記の議案を提出する。

令和7年6月26日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区給付型大学奨学金運営委員会条例

(設置)

第1条 品川区給付型大学奨学金条例（令和 年品川区条例第 号）の規定に基づく奨学金の給付について適正な運営を図るため、区長の附属機関として、品川区給付型大学奨学金運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の所掌事項)

第2条 委員会は、区長の諮問に応じ、次の事項を審議する。

- (1) 奨学金の給付に係る申請者の選考に関すること。
- (2) 奨学金の返還に関すること。
- (3) その他区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、区議会議員、学識経験者および区に勤務する職員の中から、区長が任命し、または委嘱する委員10人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員（区に勤務する職員の中から任命された委員を除く。以下この条において同じ。）の任期は2年とし、委員が欠けた場合における後任の委員

の任期は、前任の委員の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長および副会長)

第5条 会長は、子ども未来部を担任する副区長とし、副会長は、委員の互選とする。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときはその職務を代理する。

4 会長および副会長とともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(委員会の運営)

第6条 委員会は、区長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議の運営について必要な事項は、委員会に諮り会長が定める。

(委員以外の者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(公開)

第8条 委員会の会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた

後も同様とする。

(委任)

第10条 この条例の施行に必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明) 品川区給付型大学奨学金運営委員会を設置する必要がある。